

甲府市農業委員会 8月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年8月30日（火曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（16名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎
6 番 關野 登 8 番 後藤 良仁 9 番 土屋 三千 10 番 越石 和昭
11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘 13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫
16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（3名）

【農業委員】

5 番 落合 洋子、7 番 田中 由美、15 番 矢崎 正勝

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
主 任 田中 道仁
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号 令和4年9月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 令和5年度甲府市農業行政施策に関する意見書について
議案第8号 令和4年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 耕作土搬入届出について
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年8月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中16名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会8月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、8月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、16番の塚田泰英委員と、2番の小松芳彦委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

今月は第3条の競、公売適格証明願が2件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1番をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

上曾根町で中道支所から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、西面、北面は農地、南面は道路となっています。

農地区分は、第1種農地と判断しました。

願出人は〇〇在住で、〇〇及び〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、競売地が立地条件に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、落札後は計画面積が〇〇㎡となり、〇〇を行う計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

議案書1ページの2番をご覧ください。

願出人は〇〇在住で、〇〇及び〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、競売地が立地条件に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、落札後は計画面積が〇〇㎡となり、〇〇を行う計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

議案1番、議案2番の願出人が同じ地番の土地へ入札するため農業委員会へ競売適格証明願を出されました内容になります。また農地の一部〇〇側が〇〇で、〇〇のうえ、〇〇になる予定です。競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決決裁となります。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

〇〇はどちらが正しいのですか。

○議長（西名会長）

同じ地番で〇〇になっていますが。事務局で〇〇がどちらが正しいか答えてください。

○中村局長

〇〇でございます。

○議長（西名会長）

はい、今の問題は〇〇だそうです。

○議長（西名会長）

他にないようですので、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、証明書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 0 件、無償移転が 2 件ございまして、第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 2 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

上阿原交差点から〇〇mほど〇〇に位置するところになります。

こちらは、〇〇により、〇〇される内容になります。

また、議案書 2 番の、申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人について、議案書記載のとおりとなりまして、

上阿原交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、西面は道路、南面は宅地及び農地、東面は水路と農地、北面は宅地となっています。

〇〇により、〇〇にあたる方が譲受人として〇〇される内容になります。

譲受人は、〇〇で〇〇を、〇〇で行っていますが、譲渡された、申請地を、取得し農業経営をしていきたいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が合計〇〇㎡、となります。

申請地には、〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

今月の 4 条許可申請は 2 件でございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

十郎橋西信号の交差点を〇〇mほど〇〇の〇〇の方へ向かう場所で、東面、西面は農地、南面は雑種地、北面は宅地及び道路となっています。

農地区分は、第 3 種農地、水管等と判断しました。

申請人は、〇〇となったため、宅地に建築した建物の一部が、〇〇をしていなかったことから、今回〇〇による申請となります。

許可申請が今回になり、是正すべく農地法の許可をいただきたく申請になりました。

議案書 3 ページの 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

和戸通り、向町中交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地及び宅地、南面は農地、北面は道路及び宅地、西面は農地となっています。

農地区分は、第 3 種水管等と判断しました。

申請人は、現在の住居から移転して転用後は、〇〇する予定です。

5 条申請で議案 1、2 に隣接する関連の案件になります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 4 条による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 4 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

議案書 4 ページの 1 番、2 番、地図は 3 ページの競・公売適格証明願 5 条No.1、No.2 をご覧ください。今月、第 5 条の競売適格証明願は 2 件、ございます。今回の願出人は競売地を〇〇として転用したいという方の 5 条の資格審査を求めるものです。また、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決決裁となります。

競売地の所在、地目、面積、願出人については、議案書記載のとおりです。

甲府南インターチェンジから〇〇mほど〇〇に位置する農地で、北面、東面は農地、南面は道路と農地、西面は道路、となっています。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

願出人は〇〇で〇〇を経営しているが、競売地が立地条件に適していることから取得し、〇〇として利用したいとのことです。なお、競売地は従前より〇〇があります。

議案書 4 ページの 2 番、競売地の所在、地目、面積、願出人については、議案書記載のとおりです。

こちらも、同じ個所の競売地で従前より〇〇があります。

願出人は〇〇で〇〇を経営しているが、競売地が立地条件に適していることから取得し、〇〇として利用したいとのことです。〇〇は再契約を行うとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○中村事務局長

この 5 条の競・公売適格証明願の案件は、入札が〇〇月の中旬でございましてまだ日がありますので、もしかしたら今から入札参加の申し込みの方が出てくるかもしれません。その場合は〇〇月の総会でまた皆様に審議していただくこととなります。先ほどの 3 条については入札が〇〇月ですので、先ほど審議していただいた〇〇人ということとなります。なお金額が高く入札した方が落札者となります。よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ただいま事務局長から補足がありましたとおり、落札の時期が〇〇月中旬ということですから、来月の〇〇月の総会に間に合うような申し出があればこちらを皆さんで了解し決定していくということでございます。

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 4 号については、決定し証明書の交付をしてまいります。つぎに、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

今月の 5 条許可申請は所有権移転が 6 件となります。

議案書 5 ページの 1 番、2 番、地図は 4 ページの 5 条 No.1、No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

和戸通り、向町中交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地及び宅地、南面は農地、北面は道路及び宅地、西面は農地となっています。

農地区分は、第 3 種農地で 3 種水管等と判断しました。

譲受人は〇〇で、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 6 ページの 3 番、4 番、地図は 5 ページの 5 条No.3、No.4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

日の出団地北の信号から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面は農地、西面、北面は道路、となっています。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇を行っており、今後事業の拡大が見込まれるが、現在は〇〇を所有しておらず、〇〇のため、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇する予定です。〇〇を作る計画です。

続きまして、議案書 6 ページ 5 番、7 ページ 6 番、地図は 6 ページの 5 条No.5、No.6、をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

国道 20 号線、向町二の信号から和戸通りを〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は道路、西面は宅地、北面は宅地、となっています。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇の経営をしていますが、現在〇〇が不足しています。そのため新たな〇〇のための土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 5 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 5 号については、決定します。こ

の議案の案件は全て 1,000 m²以上ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（田中主任）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 8 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 4 条、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

9 ページからは令和 4 年 7 月 5 日から令和 4 年 8 月 17 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出、18 ページは耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つぎに、議案第 6 号 令和 4 年 9 月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 5 号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 6 号の 5 番の案件は、後藤委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 6 号のうち、5 番を除いた案件及び報告第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 6 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 8 件、再設定 5 件、計 13 件の申し出がありました。

議案書 19 ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 9,760 m²です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m²に対し、設定面積は 60,394 m²、達成率は 53%です。

続いて 20 ページの表は、再設定です。

相川・甲運・中道北地区からの申し出があり、合計面積は6,400㎡です。
中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は42,142㎡、達成率は15%です。

21 ページ1番から23 ページ8番は新規設定です。

23 ページ9番は再設定です。

24 ページ10番から25 ページ13番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる案件はありません。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書26ページをご覧ください。
今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第6号の案件のうち、5番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第6号のうち、5番を除いた案件について、決定して参ります。また、報告第5号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、後藤委員のご退席をお願いします。

【 後藤委員 退席 】

つづきまして、議案第6号のうち、5番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書22 ページ5番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たして

おります。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第6号のうち、5番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

〈 賛成多数の場合 〉

ありがとうございます。

賛成多数ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、後藤委員はご着席をお願いします。

つづいて、議案第7号 令和5年度甲府市農業行政施策に関する意見書について審議いたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第7号令和5年度甲府市農業行政施策に関する意見書について説明いたします。27ページをご覧ください。意見書の提出につきましては、農業委員会に関する法律に基づき農業委員会が専門的な知見を活かし農業施策に関する意見を甲府市に提出するものであります。本意見書は、ブロック会議で農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様にご議論いただき、運営委員会で承認されたものであります。

それでは、朗読をもって説明させていただきます。

——— 令和5年度甲府市農業行政施策に関する意見書について ———
議案朗読

以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

今事務局の方から、令和5年度甲府市農業行政施策に関する意見書について3つのブロックで皆様のご意見をいただき、それを総括して事務局でまとめ、かつ執行部、運営委員会等でも中味の検討を重ねて文書をこういう形でとりまとめたところでございます。そうはいいましても、大勢の皆さんに見ていただいて、言い回し等訂正するところがあればより良いものにして甲府市長に提出して参りたいと思います。提出日については、事前に市長室の予定で10月5日を予定しております。ご意見がありましたらお願いします。

○甲運地区（小松委員）

5 番の提案の地球温暖化の対策についての中で、二酸化炭素の排出を削減する取り組み、4 パーミル・イニシアチブですが、自分はこの器具を知らないし操作方法等見たこともないので、委員会で見学等できないでしょうか。

○議長（西名会長）

事務局でお願いします。

○事務局（牧野係長）

実際は県の方で制度としてやっているものはあるんですけども、県の方にこちらの方で話をさせていただいて講習会をやっていただくようお願いしてみます。

○議長（西名会長）

講習会等あるんですが、県が主導してやっておりますが、SDGs と同じで農業も要は甲府市で用具を整備してそれを貸し出して欲しいと、こういう内容になろうかと思えますし、また農業者はそれを積極的に使いながら地球温暖化に我々も責任を持った行動をとっていかうと、こういうこととございます。先般ブドウのシャインマスカットを生産したものを、東京の高島屋で売り出したという新聞報道がありましたように、県は大変積極的に進めておりますので、また講習会とか器具を見る際は農業委員会でも考えてみたいと思えますので、意見書の中ではこの問題を、はじめてのことですこういった問題を意見書に取り上げるのは。でもこれもやはり地球を守るためにはやってかなければならないということで意見が出ましてまとめたところでございます。

他にはどうでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは令和 5 年度に向けての甲府市農業行政施策に関する意見書についてに賛成いただける委員さんは挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたのでこのことについて、決定して参ります。意見書については10月5日に提出することになっておりますけれども、いつも農業委員会の会長、職務代理、それから最適化の委員長、副委員長のみなさんに同席していただき、樋口甲府市長に提出するという段取りになっておりますので、事務局の方で該当する皆さんには連絡をしながら、この行動をやっていきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

つづいて、議案第 8 号 令和 4 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について審議いたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは「議案書第 8 号令和 4 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦」について説明いたします。議案書の最終ページの 30 ページをご覧ください。

今年度の推薦につきましては、中ブロックからの推薦でありまして運営委員会でご承認いただいております。

候補者は ○○にお住まいの方です。

この方は 昭和○○年○○月○○日生まれの現在○○歳でございます。

経歴につきましては、○○を歴任されました。また○○で数々の賞を受賞されました。

現在の農業経営につきましては、

「○○を○○㎡」「○○を○○㎡」の営農をされておられます。

推薦理由につきましては、

この方は○○など幅広く農業を展開しております。

この方は、地域に合った農業を実現するため、候補者を中心に地元農業者と幾多の研究を重ね、試行錯誤を繰り返し、現在、地元農業者が数多く行っている水田への裏作を広め、地域農業の発展に大いに貢献されました。

この間、優れた栽培技術と地道な地域農業への取り組みが高く評価され、○○の市長賞の受賞をはじめ数々の賞を受賞されました。

このように、農業経営の改善、育苗、栽培技術等農業技術の改善の功績が多大であることから、甲府市農業賞に相応しいため推薦いたします。

以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

はい、事務局より令和 4 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦があったところでございます。実は甲府市の農林業まつりが 11 月 5 日の土曜日に予定を組んでおります。コロナの問題があつてどうなのかという問題もございませけれども、11 月頃なんとかコロナも沈静化するだろうという見通しの中で、現在農林業まつりの実行委員会もスタートして、また甲府市の大好きまつりとコラボしてこちらも同じように準備を進めていると、こういう状況化でございまして、農業委員会に付託されました農業賞の候補者の選定という問題で、今説明があつた○○さんを挙げさせていただきました。この問題については甲府市農業委員会の申し合わせで、3 つのブロックから持ち回りで候補者を選定すると、こういうことございまして、今年の中ブロックの担当ということでございまして、中ブロックでブロック会議等検討した結果、挙げさせていただいたとこういう経過でございます。そういう経過がござい

ますから、ぜひこの案件につきましては、今日ご出席のみなさまの全員の拍手で決定をしたいと思います。よろしく申し上げます。

《 全員の拍手 》

それでは農業賞被表彰者候補者について決定をさせていただき、私の方で報告を申し上げていきたいと思えます。ありがとうございました。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 無しの場合 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、8月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後3時00分 閉会